

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【要請期間】令和4年1月9日(日)～1月31日(月)

実施内容

新型コロナウイルスの感染急拡大の抑制に向け、人と人との接触機会を低減し、全県更には全国的な拡大を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

措置区域

沖縄本島全域、宮古地域、八重山地域、沖縄本島周辺離島 41市町村

(那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町)

措置区域以外

—

【爆発的な急拡大を抑制するための対策】

< 現況 >

- 新たな変異株オミクロン株への置き換わりが進み、感染が全県に広がっており年末年始の交流により先週比10倍、先々週比39倍と過去最高の速度で増加しています。
- 昨年と同時期に、年始の親族間交流や成人式後の宴会等による接触機会の増加による第3波のピークが発生しました。
- 医療従事者を始めとするエッセンシャルワーカーで感染が広がり、休業中スタッフが急増するなど社会インフラに影響が出始めています。
- 現在の爆発的な急拡大を抑制するためには、「基本的な感染防止対策の徹底」「ワクチン接種の推進」に加え、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控える必要があります。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用の上、かかりつけ医への相談・県コールセンターへの問い合わせをお願いします。

県の方針及び取り組み

- 感染の再拡大を抑制するため、県民・事業者等に対し要請及び働きかけを実施する。
- 引き続き感染拡大の兆候がある地域に対し注意喚起等を行う。
- 季節的な行事に対する注意喚起を行う。

県民の皆様へ(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

【法第31条の6第2項:重点措置としての要請】

外出及び移動に関する要請

➤ **感染リスクが高い場所への外出や移動を自粛すること**(法第24条第9項)

混雑している場所や感染リスクが高い場所(特に夜間)への外出を控え、外出や移動の際には**家族や普段行動を共にしている仲間**と行動すること。

➤ **不要不急の県外との往来については、極力控えてください**(法第24条第9項)

往来が必要な方は、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検すること。また、往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと。帰沖後速やかにPCR等検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること。

➤ **不要不急の離島への往来については、自粛してください**(法第24条第9項)

県内離島との不要不急の往来については自粛をお願いします。やむを得ず来訪する必要がある場合は、事前にワクチン接種の完了またはPCR等検査を受検すること。

➤ **模合、ビーチパーティー等、飲食を伴う場合は、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下・3密を避け、2時間以内で開催すること**(法第24条第9項)

➤ **営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと**(法第24条第9項・法第31条の6第2項)

感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、沖縄県が認証する「感染防止対策認証店」をご利用ください。

➤ **毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を自粛する**(法第24条第9項)

県民への要請(県内全域)

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、同居家族やいつも一緒にいる方と4人以下・2時間以内で行うこと
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること
(検温、大声を出さない、会話時のマスク着用、間隔をあけた配席等)
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
- ◆ 営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えること
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
不特定多数が集まり、混雑が想定される催しは参加しないこと(特に飲食を伴う場)

同居家族等と4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

基本的な感染防止対策に関する要請

- 感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

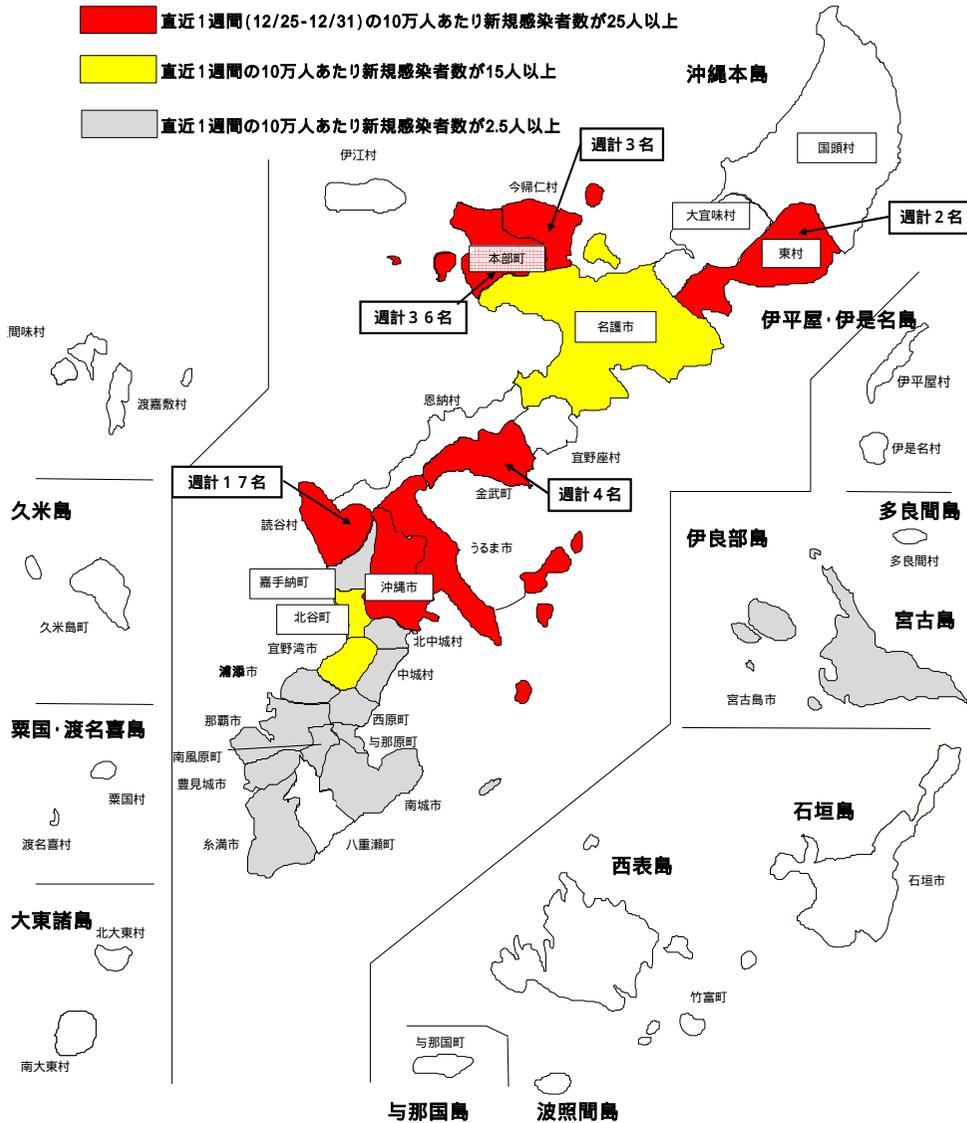
往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。
- 感染が拡大している地域からの来訪は慎重に検討願います。
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。
来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。また、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用は厳にお控えください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)
修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

市町村別感染状況マップ(1月1日時点)

県全域が感染拡大注意報の対象です

- 直近1週間(12/25-12/31)の10万人あたり新規感染者数が25人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が2.5人以上



市町村別感染状況マップ(1月5日時点)

県全域が感染拡大注意報の対象です

- 直近1週間(12/29-1/4)の10万人あたり新規感染者数が25人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上
- 直近1週間の10万人あたり新規感染者数が2.5人以上

